# 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

#### 1 基本構想の内容

農業経営基盤強化促進法 第6条に基づき

「効率的かつ安定的な農業経営の育成を図る」ための所得等の目標、経営の指標、農業経営体に対する農地集積率の目標、さらにその実現のための措置等を示すことができる。

#### 2 変更の理由

農業経営基盤強化促進法基本要綱の改正および新潟県農業経営基盤強化促進基本方針の変更 に伴い、新潟市の農業経営基盤強化促進基本構想の変更を行います。

【国】 農業経営基盤強化促進法 基本要綱 改正 (R2.4.1 施行)

【県】 農業経営基盤強化促進 基本方針 変更 (R3.3.26 施行)

【市】 農業経営基盤強化促進 基本構想 変更 (R3.7.15 県へ変更案提出、9 月公告予定)

## 3 基本構想の変更内容(※目標年次を令和 5 年度から令和 12 年度に更新)

≪主な変更内容≫ 国・県の変更に即して

- ①営農類型ごとの農業経営指標の更新
- ②農地集積率目標、育成すべき経営体数目標の更新
- ③農地利用集積円滑化事業の記載箇所について削除
- ④その他法律改正等に基づく文言修正

### ① 営農類型ごとの農業経営指標の更新について

(1) 主な従事者が他産業並みの労働時間(年間 1,800~2,000 時間程度)で、他産業並みの 所得(400万円程度)を確保できるモデル的な指標

- (2) 18 類型 19 指標(個別経営体 15、組織経営体 4) を、以下(3)の観点から新たな 12 類型 19 指標(個別経営体 12、組織経営体 7) とする。
- (3) 新たな19指標の設定に当たっての観点
  - ① 需要に応じた米づくり
  - ② 稲作経営体の園芸導入
  - ③ スマート農業の導入による自動化・省力化等

## ② 農地集積率目標、育成すべき経営体数目標の更新について

- (1) 担い手への農地集積目標 新潟市農業構想における目標と整合を図り、令和4年度目標85%とする。
- (2) 育成すべき経営体の目標

令和元年度現状値 1,452 経営体(個別経営体 1,369、組織経営体 83)を、県基本方針の1割程度増の目標を踏まえ、1,600 経営体(個別経営体 1,500、組織経営体 100)とする。※ 主な従事者が他産業並の労働時間で、他産業と遜色のない所得の確保を実現している農家や法人の目標

### ③ 農地利用集積円滑化事業の記載箇所の削除について

農地中間管理機構(農地中間管理事業)に統合一体化となった農地利用集積円滑化団体(農地利用集積円滑化事業)に関する記載箇所を削除

### ④ その他法律改正等に基づく文言修正について

- (1)農業生産法人を農地所有適格法人に修正
- (2) 農業協同組合、土地改良区、農業共済組合の統合による修正 等